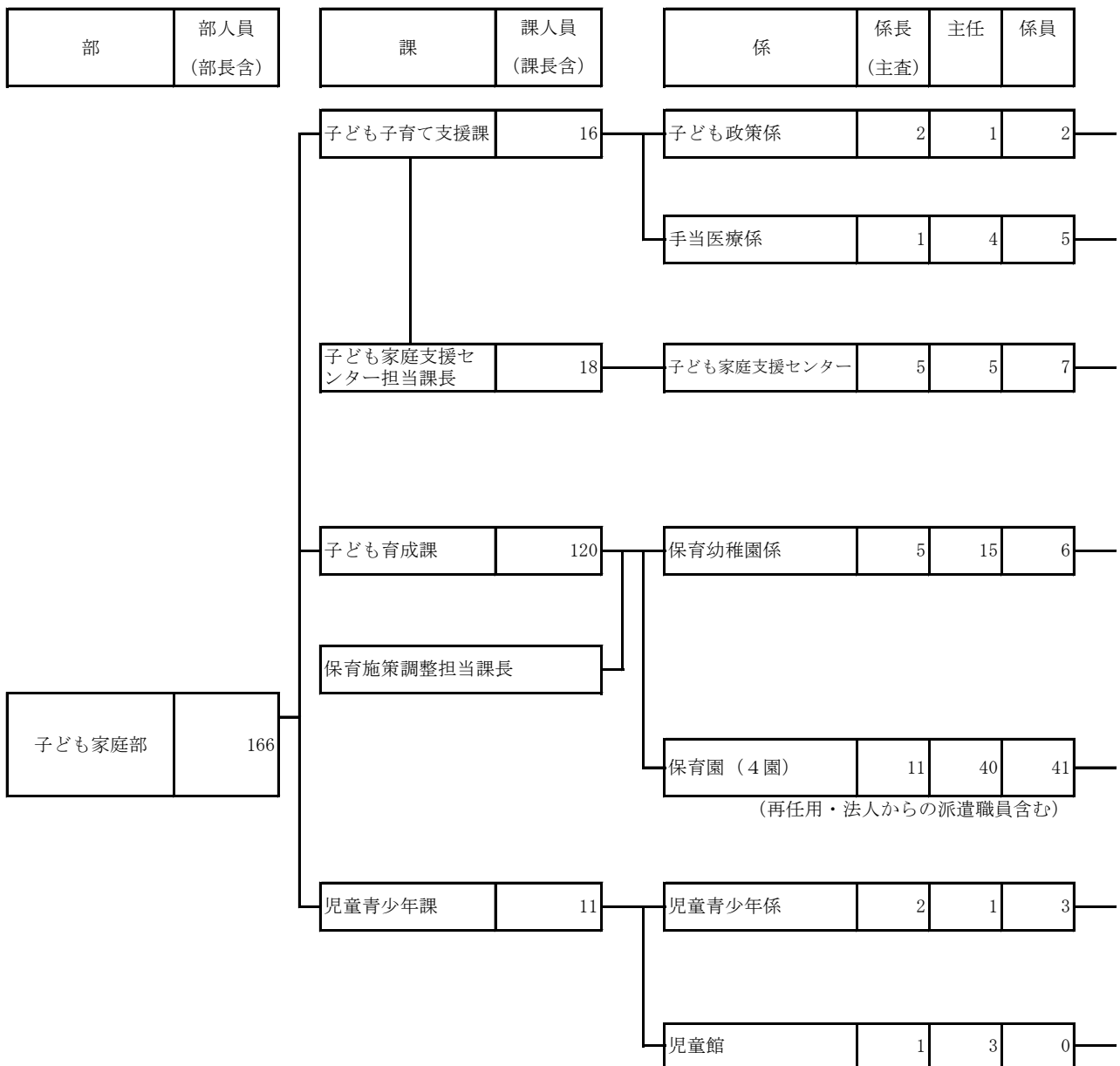


7. 子ども家庭部の組織及び事務分掌

(令和6年4月実数)



(1)全児童対策に関する総合的な調整に関する事。 (2)子どもの権利に関する事。 (3)子どもに係る基本計画に関する事。 (4)公益財団法人武蔵野市子ども協会に関する事。 (5)いじめ問題調査委員会に関する事。 (6)部内の企画調整に関する事。 (7)部内及び課内の庶務に関する事。

(1)子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童育成手当に関する事。 (2)子どもの医療費助成に関する事。 (3)ひとり親家庭等医療費助成に関する事。 (4)ひとり親家庭等住宅費助成に関する事。

(1)子育てに係る総合的な相談指導に関する事。 (2)児童虐待の防止に関する事。 (3)養育家庭制度に関する事。 (4)子ども・子育て支援事業の企画、立案及び実施に関する事。 (5)子育て支援施設に関する事。 (6)子育て支援ネットワークの運営に関する事。 (7)母子保健の相談等に関する事。 (8)母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事。 (9)母子、父子及び女性福祉資金貸付けに関する事。 (10)児童福祉法による母子生活支援施設の入所に関する事。 (11)配偶者等暴力被害者の支援に関する事。 (12)こども家庭センターに関する事。

(1)保育事業の計画及び保育のガイドラインに関する事。 (2)子ども・子育て支援法による保育の必要性の認定に関する事。 (3)児童福祉法による保育所等の利用調整に関する事。 (4)保育所運営費及び保育所等の利用者負担（保育料）に関する事。 (5)地域型保育事業の認可等に関する事。 (6)子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する事。 (7)市立保育所等の経営改善、保育計画、庶務、経理に関する事。 (8)民間保育所に関する事。 (9)認定こども園に関する事。 (10)認可外保育施設に関する事。 (11)保育所等の指導検査に関する事。 (12)その他保育サービスに関する事。 (13)私立幼稚園の認可、指導等に関する事。 (14)私立幼稚園在園者の保護者に対する補助金に関する事。 (15)私立幼稚園に対する補助金に関する事。 (16)課内の庶務に関する事。

(1)保育園に関する事。 (2)保育所地域活動事業に関する事。 (3)地域型保育事業を行う施設との連携に関する事。

(1)児童及び青少年の健全育成に関する事。 (2)青少年問題協議会に関する事。 (3)青少年活動に関する事。 (4)青少年団体の育成指導に関する事。 (5)自然の村に関する事。 (6)子ども自然体験推進に関する事。 (7)学童クラブに関する事。 (8)地域子ども館事業に関する事。 (9)課内の庶務に関する事。

児童館に関する事。